

第3回府中市保育検討協議会 議事録

▽日 時 平成24年11月5日(月) 午後6時30分から8時30分

▽会 場 府中市役所北庁舎3階第4会議室

▽出席者 委員側 汐見会長、木村副会長、米本委員、伊藤委員、田中委員、平田委員、
佐久間委員、野坂委員、田口委員、武井委員、安藤委員

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中保育課長、小森保育課長補佐、英児童青
少年課長、佐伯児童青少年課長補佐、中村学務保健課長、河邊保育
課管理係長、月岡保育課地域子育て支援担当主査、斉藤子ども家庭
支援センター所長
(株)生活構造研究所

(開会)

会長

皆さん、こんばんは。第3回府中市保育検討協議会を開催いたします。まず本日の委員の出欠状況について事務局からご報告をお願いします。

事務局

本日の出席状況でございますが、委員定数11人中10人の方がお集まりいただいております。従いまして過半数を超えておりまして、本協議会は有効に成立することを報告します。お一人の委員の方は、遅れるとご報告いただいています。

会長

本日の傍聴希望の方が8名いらっしゃいますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、お願いいたします。

(傍聴者入場)

会長

本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。

事務局

(※事務局 資料確認)

会長

それではこれより、本日の議題に入りたいと思います。

(次第1 前回確認事項)

会長

それでは、次第に従って進めて参ります。次第1は「前回の確認事項」でございます。お手元に第2回議事録の案が配布されていると思いますが、これについては全部確認していると時間がかかりますので、今日お持ちになって目を通していただいて、修正等がございましたら11月12日(月)までに事務局にお申し出いただきたいと思います。

基本的には大事な論点を丁寧に書いていただいているので大きな修正はないかと思いますが、もし何かありましたらご連絡いただいて、修正ののちに第2回協議会の議事録として確定させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは1週間時間を置きますので、確定しました2回目の議事録と資料を、情報公開室、中央図書室、ホームページにアップするかたちで公開いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

会長

資料2は前回話題となりました府中市保育所父母会連合会アンケート実施結果について、委員から出していただいた資料です。ご説明をお願いいたします。

(※ 資料2 「府中市保育絵保父母会連合会実施アンケート結果」説明)

会長

ありがとうございます。今のご説明にご質問ありますでしょうか。前回は市で行ったアンケート調査では市立と私立ではかなりの項目が私立保育所の方が評価が高く、公立は少し厳しい結果が出ていました。これはアンケートの取り方など厳密な分析ではないことを念頭に置いておかなければいけません。父母の会のアンケート結果では公立保育所の信頼感などは評価が高く記述にもいろいろ書かれていて参考にさせていただきたいとのことでした。公立の保育所に対して特に要望していることはなかったですか。

委員

強い要望としては、主に行事の面で私立保育園に比べると機会が少ないというような意見が多かったです。先日のアンケート結果にもありましたように柔軟さ、保護者の要望でそのようなことを出しても、すぐには決まりにくいというようなことはありました。

会長

保育内容について行事の充実を期待したいという要望が中心だったようです。ここにはたくさん公立保育所を評価する声も書かれています。他になれば議題1の資料説明をお願いいたします。

(議題1 府中市における子育て支援)

事務局

(※資料1 「I. 府中市における子育て支援」説明)

会長

ありがとうございました。本日のメインの議題の府中市の子育て支援についてですが、今の説明についてご意見やご質問はございますか。

委員

5ページの下部の「その他の子育て支援事業」の中に「乳児家庭全戸訪問事業」がありますが、府中市ではこの他に地域の民生委員にも通知するような予定はありますか。民生委員は民生児童委員にもなりますが、自分の地域にどのくらい子どもがいるか把握するのは先になってしまうところがある。

会長

府中市では民生委員さんに通知するようなことを考えておられますか。

事務局

現段階では正式な回答は難しいです。

会長

難しい理由は何ですか。

事務局

全戸訪問の事業の目的が虐待予防を視野に入れているので、そこで疑いがあれば健康推進課から「たち」に連絡が入り、見守りが必要になった段階で初めて民生委員さんにご協力を要請するかたちが想定されています。生まれた赤ちゃん全員について民生委員さんにお知らせするのは難しいと感じております。

委員

問題が起こってから知らされるようなこともあるので、もっと早い段階で担当地域に子どもがいることが分かった方が良いと思ったのでご質問させていただきました。

会長

他にございますか。

委員

「しらとり」では平成9年から子育てひろばをオープンルームという名前で開いていますが、その中でも民生委員さんと連携して月2回お手伝いいただき、民生委員さんとのつながりが大切であると感じています。地域のなかでお子さんの顔を知っていることで声をかけ合うことができ、民生委員さんに「何かあったら子どものことは「しらとり」に連絡をして欲しい」とお願いしています。民生委員さんからのお電話でその方のご相談を受けたりサービスの提供につなげていくようなことを10年以上前からさせていただいています。年1回民生委員さんと話し合いも持っています。

ただ、全員の方の名簿を、というのは今までもなかったことなので、おっしゃることも一つあるのかな、と思いました。

会長

これについて本協議会でどこまで議論することになるのか、検討させていただきます。この制度が作られたときに私も関わっていたので、虐待を防止することが主目的ではなかったんです。4カ月までの乳児の訪問で虐待を発見するのは難しいんですが、それよりも育児ノイローゼやマタニティブルーの可能性はあって、そういう方が誰にも相談できないでいることが一番まずいことなので、どの親にも週に1～2度様子を尋ねてくれるような、そういう社会にする、ということだったんです。助産師さんや保健師さんが回るのは、プロ性がある人ということなのですが、注意点などを伝えておけば民生委員やNPOに手伝ってもらおうということは当初から想定されていたことなんです。孤立した親をなくして、情報を提供したりサービス機関を紹介するようなことをするために考えて提案したもので、専門家が回って虐待等を防止するというのは目的の一つに過ぎなくて、本来はどの親にも心配して訪ねてくれる人がいることがねらいだったんですね。ですから民生委員さんが後になって分かるというようなことがないように、ということも元々のねらいだったので、あり方についてももう少し検討するのも意味があるように思います。

その他にどうでしょう。

委員

6ページの子ども家庭支援センター「たち」の事業でリフレッシュ事業（一時預かり等）というのがあるのですが、「等」というのはどんなことをされてるのですか。

事務局

リフレッシュ事業というのは、親が自分だけの時間を持ちたいとか子どもと少し距離を置きたい、子どもを連れて行けない用事がある、というような様々な理由がありますが、その際に4時間を限度として子どもを預けることで心身ともにリフレッシュできる、子育てのストレスを解消できるといったのが事業の目的です。4時間以内でお預かりすることを一時預かりということで書いております。

委員

申し込みに規定があるんですか。

事務局

事前に登録をしていただいて、子どもの様子などを簡単に記入していただいています。

委員

たまたま産婦人科の事業所内保育所の設計をやりまして、先生いわく子育ての時に例えば結婚記念日などを聞いてリフレッシュしてもらう、というような話を聞いて、すごいサービスじゃないかと、本当のリフレッシュになるんじゃないかと思って感心していました。そのような機会に夫婦で子育てについて話し合うとか、そういう方が本当のリフレッシュになるのではないかと思って質問しました。

会長

これも検討事項として引き継ぎたいと思います。資料にもありましたが、3歳未満児で家庭で子どもを育てているのが71%ですね、そういうお母さんがどういうふうにリフレッシュするか、その機会をどういうふうに担保するのか、そのあたり考えた方が良いでしょう。他にもご意見ありますか。

委員

先ほどのご意見にも関係しますが、一時保育、特定保育の現場からの意見として、認可保育所に措置されている0歳児が一時保育を利用した時に、仕事以外での用件では保育が出来ないと言われたそうなんです。まさに、これに当たることです。次に、どういう線引きをするか、法人に全て任せてあると言われると思うのですが、アレルギー児の受け入れができないとかお盆期間の保育はやっていないとか、ハンデのあるお子さんなどは行動観察の時点でお断りされた、市外の方が研修の際に受け入れがないとか、土曜日の保育をやるということだったが申し込みが一人だったので断られた、というような現場からの事項があります。

また「すくすく保育」の枠の話で、私たちが障害のあるお子さんを受け入れる時に「私たちは専門機関ではありませんが、お母さんがこのお子さんが一日中お子さんと一緒にいては心身ともに疲れてしまう、私どもはお母さんに一時、人として生活ができる時間を持って欲しいということでやっている、それで良ければ」と話をしています。

府中市としては、一時保育、すくすく保育は法人に全て任せてしてあるんでしょうか。

会長

8ページに書いてある、「一時預かり・特定保育」というのがございます。一時保育や特定保育の基準について、法人が個々に受け入れを判断するようなことが想定してあるのか、それとも全て法人に任せてあるのか、いくつか今住民の方から齟齬があるというご指摘がありました。その辺りお答えいただけることがあったらお願いします。

事務局

これは「たち」の事業ということになりますか。

委員

一時預かり、特定保育の全般についてになります。

事務局

今のご質問について、資料8ページに記載されていますように、認可保育所で13か所、認可外保育施設で7か所という実施をしていただいています、それぞれの園の事業としてやっていますので、ある程度の受け入れ体制については園のご判断があると考えています。今の委員のお話があったような状況について、個々の部分についてはすみませんが把握しておりませんが、園の判断があった部分があると推定されます。

会長

それぞれの園で、どのようなお子さんをどのような基準で受け入れているかについて、市として共通の基準を必ずしも設定していないということでもよろしいでしょうか。市として基準を作る必要があるのかどうか、たらい回しにされるようなことが出てくるということですね、実際に起こったら非常に困るということがあります。こういうお子さんを受け入れます、というようなことを公表するような義務を与えとか、少しやり方を変えていかないと困るというようなご意見だったかと思いますが。

事務局

たらい回しになっているというような状況については、今後検討していかなければならないと思っております。ただ、認可保育所で実施しております一時・特定保育は、必ず専用スペースを設ける必要がございます。そのために定員という制度があります。しかし実際には定員が4人となっていたとしても0歳児を4人預かるという状況はやはり苦しいので、0歳児さんで来た場合には何人まで、と決めている状況があるとは聞いているので、そのような状況はやむを得ないと考えております。

会長

市側としても各園の細かい状況まではつかめないと思います。しかし今のような話があったときに住民はどこに訴えればいいのか分からないということで、自分たちで受け入れ先を探さなければいけないと思うんですね。もし、基準などある程度把握するようなことが出来るのであれば、そのことについてご報告いただければと思います。今後の課題です。大事な問題をありがとうございました。他にご質問はございますか。

委員

7ページの資料に関してお尋ねいたします。右側の「虐待対応状況」というのがありますが、ここの赤が東京都、緑が都内とありますが、都内の横に（区市町村）とありますので、赤と緑は同じでいいのかな、と思いますが、いかがでしょうか。

事務局

わかりづらくて申し訳ありません、この赤の部分は東京都の児童相談所が対応した部分でございます。それで緑の方は区市町村の子ども家庭支援センターが対応している件数、という違いであります。

会長

これは重なっていることもある、ということでしょうか。

事務局

重なっている部分もございます。重なってない部分もございます。

会長

正確な件数はこれだけでは分からないということですが、宜しいでしょうか。これは良い質問だったと思うのですが、虐待の件数というのは正確にはつかめないんですね。児童相談所が扱った件数というのは毎年公表されています、平成23年度で5万9千強、もうすぐ6万を突破しそうなんです、それは児相が扱った件数で、児相には来なかったけれども東京の場合には子ども家庭支援センターがありまして、これは虐待を機敏に扱うためにできたものです。東京都では児相というのは11か所しかありません。人口100万人に1か所しかないんですね。庶民が気楽に使えるはずがないということで、人口10万人に1か所子ども家庭支援センターを作ろうということで立ち上げたものです。この立ち上げに私関わったんですが、10万人に1か所、24時間体制で開くことになっています。特に夜中の対応が大事だということで、ここで処理した場合は児相では扱っていません。これは東京都独自の数字なんですね。東京都の児相は高度な専門性のあるものしか扱わない、普通の人が気楽に相談できる施設として子ども家庭支援センターを作ったもので、これで2つの数字があるのですが、これだけで正確な数字は分かりません。小児科医や保健センターで処理しているというものは含まれていません。国が5万9千と言っているのも、一部なんですね。もっとあるということです。

ありがとうございました。他にご質問ありますか。

副会長

6ページについて2点確認させてください。「たち」は、相談中心に活動してらっしゃる、「しらとり」ではひろば中心だけれども夜間も対応を担ってらっしゃる、というご説明でした。相談なのですが、実際どのような内容の声が寄せられているのか、参考までに伺えますでしょうか。

もう一つ、＜子ども家庭支援センターの基本的役割＞の⑤ですが、子どもと家庭支援のネットワークをつくる、というのがありますが、ネットワークというのはどのようなことをイメージしていらっしゃるのか、実際どのように手掛けていらっしゃるのか、その辺りをお伺いできますでしょうか。

事務局

7ページに「子ども家庭支援センター総合相談件数」という表に大体年間の相談件数は700から800くらいで推移しておりますけれども、多少年によって違いはありますが、大体は児童虐待、養育困難が大きな割合を占めております。次に育児相談ということで様々な子どもの成長に関する相談を受けております。

次に子どもと家庭支援のネットワークをつくるということですが、要保護児童対策地域協議会ということで、これも7ページに構成を書いております。医療機関や学校、保育園、幼稚園など地域における様々な関連の機関が集まりまして、児童虐待防止について情報を共有し、情報交換ができるということで速やかな対応を目指しております。情報交換ができるというなかで守秘義務も課せられるということで、ケースがあった場合はこの中で情報共有を行うということで、ネットワークということになっております。

副会長

ありがとうございます。⑤のネットワークというのは、シリアスなケースに対応する専門家の連携というようなことを意味してらっしゃると承りました。私がひそかに期待を抱きましたのは、ネットワークの意味合いについて、です。市の方が手を差し伸べて市民のニーズにお応えする支援に留まらず、市民同士がお互いにつながりをもてるような働きかけをする、そのような市の働きかけが、ゆくゆくは市民の方々がそれぞれ自立して、互いに手を携えるようなネットワークを形成していくことをイメージしていらっしゃるのと思ひ、質問いたしました。

もう一つ、8ページにつきましてそれぞれの事業の利用者の数字を資料として拝見することは出来ますでしょうか。

事務局

はい、提供いたします。

事務局

先ほどの副会長のご意見で、要保護児童対策地域協議会はもう少し地域の連携が、ということでしたが、実は子ども家庭支援センターの基本的な役割の④の事業のなかで、そのような意味で様々な団体への支援であったり、団体との連携を今組んでいるところです。

会長

7ページの要保護児童対策地域協議会の構成と書いてある真ん中に、子ども家庭支援センターが入っているというのは、ここの6つのネットワークとのつながりをつくりながら、子ども家庭支援センターで虐待を処理しているということで、事務局的な役割をしているということで書かれているということでよろしいでしょうか。

事務局

関係機関との調整役ということで、中心的な役割を果たしております。

会長

育児や子どもの育ちをサポートするうえで、子ども家庭支援センターというのは相当大切な役割を果たしていると思います。それだけにまだまだ期待があるのかもしれませんが、これだけの役割を果たしている、とっていただいていると思います。

他にご意見などございますか。

委員

市に伺いたいのですが、一時預かり・特定保育に関しても、待機の児童がいるのでしょうか。もしいるとすればその数は市で把握されているのでしょうか。

事務局

一時預かり・特定保育につきましては、市の方では待機児がいるというふうには認識しておりません。実際に23年度実績では認可保育所の定員に対する利用割合が43.5%という状況ですので、待機児童がいるという認識はございません。

会長

他にないでしょうか。それでは先に進みたいと思います。

(議題2 地域における子育て支援)

事務局

(※資料1 「Ⅱ. 地域における子育て支援」説明)

会長

どうもありがとうございました。資料の9ページ以降になりますが、地域のなかでの子育て支援というのは大きくは担当しているセクションが2つあって、直接の事業と、さまざまな団体等に依頼をいしているということです。今のご説明についてのご質問などありますか。

委員

公立の保育所の部分は保育課がやっていて、私立の保育園の部分は子育て支援課がやっている、ということですね。その二つの間の情報交換はどうですか。

事務局

今お話がありましたように分かれておりますけれども事務レベルでは必要に応じて適宜協議、調整しておりますし、あるいは「たち」と地域子育て支援担当のセクションでの調整は必要な内容に応じて各部署が調整しながら事業を実施している状況でございます。

会長

実は今、同じようなことを二つの管轄でやっているわけですね。なぜこうなっているか

というと、国がそういうふうになっているからです。保育課が少しずつメニューを増やして
いって、地域の子育て支援をやってもらいたいというふうになった時に、それを真っ先に
受け止めたのが公立の保育園だったわけです。ところが、0～3歳未満児の親のサポート
はとてもしゃないけど保育園ルートだけでは間に合わないということで、国の方でも子育
て支援課というセクションを作ったんです。子育て支援課は別の予算でやっていくわけ
です、これがどこにお願いするか、一つはNPO法人、もう一つは府中の場合は私立の保育
園にお願いしたんです。二重になったのは国の方があとから子育て支援課を作ったからで
す。保育課がやっている子育て支援事業というのがあって、子育て支援の場を保育園のな
かにつくる、子育て支援課はつどいの広場をやっている。つどいの広場の方が一生懸命や
っているというのがありますが、保育園のほうは900万円もらえるから民間園は週に1回
くらいやっていて形骸化しているということもあって、保育園をつかってやる事業とつど
いの広場は、ずっとケンカしてきたわけです。それで一本化しようと、つどいの広場が名
前を変えて拠点化事業となったわけです。

今でも2系統あるというのは国の方でもあるので、府中市でも、聞いていてややこしい
と思ったのですが、全体がどうなっているのかが分かりにくいということなんです。これ
が三法体制でどうなるのか、もっと合理的に組織を見直すのか、というのがこれから当然
出てきます。その伏線となるということでご説明いただいたとご理解ください。

地域の子育て支援は今までやっていなかったことで非常に大事なことなのですが、とも
かく手足がないなかで一生懸命やっていたと思います。ここまでよく来ていると思いま
す。これについてご質問などありますでしょうか。

委員

12 ページの下の一時的預かり・特定保育事業の実施状況の市内分布図（平成 24 年 4 月現
在）に赤い点線の○があるが、これはこの地域に施設が欲しい、ということなのでしょう
か。

事務局

こちらについては、一時的預かり・特定保育は専用スペースを設ける必要があることから、
既存の園ではなかなかお願いできない部分がありまして、府中市では新設園をお願いして
きた経過がございます。東部の地域は新設園が多い状況でございます。そのような結果か
ら認可園でやっております、一時的預かり・特定保育は赤い点線の○の部分では結果的に少
ないエリアが出てしまった、という状況を示しております。

委員

この辺りは企業が多い地域ではないですか。

事務局

ちょうど真ん中あたりが東芝町になりますので、東芝の工場がございますが、その北側
の武蔵台、西側の西原町は住宅地になっております。

委員

企業内保育所の仕事をやった時に、定員 30 人のうち 15 人は他からも預かっていいという規定があるようなので、府中市も企業と協力するというのは、これだけ企業が多いですから、うまく利用し合ったらどうかと思っているのですが。

会長

企業との連携というのは、どの部分になりますか。

委員

今までですと労働局で相当のお金を補強してるんですね、例えば内装ですと 2300 万円くらい企業に援助してるんですね。それを一時預かりとか半分、例えば 50 人の定員にしたら 25 人は近隣の受け入れができる、府中市の場合もそういうものを利用することができると思ったのですが。

会長

一般的に保育に欠ける家庭のお子さんを預かるということで企業内の保育所についても有効活用できないか、という趣旨ということですか。

委員

はい、そうです。

会長

要素としてはあると思いますが、企業内保育所は企業の福利厚生で主体性が府中市にないので、やるとしてもお願いベースになります。その一方で待機児解消を計画的に進めていくということがあり、認可保育所での対応を図ってきたということがあります。委員さんのおっしゃるように企業との連携についての視点もあるかと思います。

他にご質問ございますでしょうか。

副会長

毎回素晴らしい資料をお作りですので、こういうことができるかなというお伺いですが、14 ページの図で各広場が示されているのですが、ここに主に就学前の子どもたちの人口分布を濃淡をつけて示して、ここに広場があるということを示すと、府中市全体を上から見てエリアだけで見るのではなく、子どもの人口に応じて適切に配置されているかというような関係がわかると、もう少し考え方に進めるかなと思います。

事務局

住民基本台帳のベースになるかと思うが、町ごとに年齢別の人口が分かりますので、お示しすることができるかと思います。

委員

関連する要望ですが、今の14ページの図の西南にたまたま私が住んでいるので気になって、今はひろばがない状況ですが、地域にはたくさん子どもがいて保育所もありますが、市でこの地域に今後ひろばをつくるご予定はあるのでしょうか。

事務局

先ほどの一時保育・特定保育と同じように専用スペースが必要であるために、どうしても新設の保育所が多い東部地区がひろばも多くなってしまっています。結果として広場事業が赤い点線部分は少ないということをお示ししております。

委員

これを解決する策は市としてはないということですか。

事務局

現状はないということですが、このエリアに公立保育所がありますので、今後検討の余地はあると考えています。

委員

強力をお願いします、と要望いたします。

会長

副会長からでた、人口密度から解析できるソフトが無料でダウンロードできるんです。地理学や地勢学では当たり前に使われるもので、1小学校区に一つというように作ると実際に子どもがいないところに作られても仕方ないので、実際に子どもの人口を見ながら施設等を作るというのは、やられているようでいてあまりやられていないですね。そういうマップができればよい。子どもの施設ということで手っ取り早いのは保育園ですが、保育園も空きスペースがあるわけではないので、保育園を活用するというのもありますが、それ以外にあまり使われていない公民館や児童館などもある。以前文科省の依頼で公民館を子育て事業で使えるかというので調べたら、公民館は全国で1万3千カ所あるのですが、子育ての事業などでほとんど使われていないんです。新しいものを作るのは難しいのでそういうところを活用したり、小学校の空き教室なども、文科省は貸さないと頑ななので難しいところはありますが、ちょっとしたスペースがあれば府中市の持っているリソース、資源としてこういうものがある、というようなものがあれば。次に出てくるのは空き家で、今全国で空き家は700万くらい、そのうち一戸建は200万くらいあるそうですが、それを有効活用していくことを考えていかないと空き家だらけになってしまうというのがありますね。どういう資源があるのか、ということを開発していく視点がないと、既存のものだけでは発想が狭くなるというのがありますね。マップをつくるということと、資源を考えていくということを検討していただければと思います。

他にご意見がなければ、地域の子育て支援についてはよろしいでしょうか。私の方からお話させていただいてるのですが、国の方で子どもと保育をめぐる制度を変えようとしている新しい法律ができたわけですが、実際どのように変わるのか、ということの共通認識

をつくりたいと思いますので、残りの時間をそのための説明の時間とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか・

お手元の資料は、私が責任編集をさせていただいている小さな保育雑誌がありまして、そこに載せた記事です。(※注1)簡単に申し上げますと、子ども子育て新システムとってきたものが、子ども子育て関連三法という名前が変わっております。これは自民党、公明党と民主党の三党合意で、消費税率を上げることに賛成する代わりに、この法律案について変えていただきたいということで、それに基づいて子ども子育て新システムが子ども子育て関連三法に変わるということになったわけです。中身は8割、9割同じですが少し変わりました。行政上の責任者は村木統括官でしたが、8月には変わりましたが8月22日に施行された途端に変わりました。

この中の50ページの図をご覧くださいなのですが、上の3分の1くらいが現行の制度で、下が新しい制度になります。大きく変わるのはお金の流れです。原稿では認可保育所と認定こども園については保育所運営費ということで厚労省、市町村となっています。幼稚園の方は文科省、都道府県からくる私学助成金、公立の方は書いてませんが教育予算からきます。幼稚園と保育園は全く違うところからお金がくることが分かります。それから認可外の保育施設、小規模保育施設は国庫補助はあまりありません。自治体によって補助がありますが僅かです。これを大きく変えるということで、新しい方の図では認定こども園が大きくなって、幼稚園と保育園が小さくなっているのですが、出来るだけ認定こども園に移行してほしいというのが国の要請です。お金の流れでは、幼稚園と認定こども園と認可保育所については、みんな施設型給付というお金がいくことになります。文科省や厚労省を通すルートはなくなり、国から市町村に下すということになります。市町村が配り方を決定していくので、おそらく一番大きく変わるのは私立の幼稚園になります。府中市としては今まで私立の幼稚園にお金を配るという仕事はしていませんでしたが、これをやるとなりますと詳細を把握したりお金を正当に使われているかという管理も必要になりますね。財布がもう一つあって、地域型保育給付というのがあってこれも国からおりてくるのですが、認可外保育施設等についても今はほとんどなかったのが、かなり行くことになります。現在は19人以下は認可されませんが、今回はそれを変えて待機児解消に10人より少ない0歳、1歳を見るような保育所を作っても、やがて急速に子どもは減っていきまますからその時に柔軟に対応できるということで、6人から19人までの保育所を小規模保育所、1人から5人までを家庭的保育と名付けました。こうした施設にも地域型保育給付というのが配られることになります。これが国からのお金で、市町村から出るお金もこれに入ってきます。こういうかたちで、小規模型の保育施設に対する支援が従来に比べて手厚くなるのが特徴です。保育ママが3人でやっているようなところもあるのですが、9人や10人の子どもを見るということになると、小規模保育所ということで東京都が認可するのですが、このような地域型の小さな保育所が増えることになります。これに認証保育所が手を挙げるのが十分考えられます。認証保育所が小規模保育所の認証基準をクリアしていれば、一挙に経営が楽になります。新しいシステムのために国は1兆円を使うことにして、そのうちの7000億円を消費税から持ってくる、消費税から持ってくるために税率が上がる2015年にならないとスタートできませんので、体制だけ整えておくということになります。7000億円をどう振り分けるか、ということについてこれから議論が始まります。

消費税以外の 3000 億円については、どこから持ってくるかがまだ決まっていますが、三党合意で決めるので政権が替わっても 3000 億円の出所は曖昧にはならないと言われていきます。7000 億円のうち 4000 億円は待機児解消、3000 億円は今の保育のレベルアップに使うということですので、例えば幼稚園は児童 35 人に対して先生 1 人になっていますが、これを例えば児童 25 人あたりにするとか、そういうかたちで日本の保育環境を良くするために使う、ということですが、どこにどう使うというのがまだ決まっています。

これについては来年の 4 月に国が「子ども子育て会議」というのを開きます。その中で決められていくこととなります。認定こども園に移って欲しいということですが、保育園と何が違うかということ、認定こども園は親が働いているかどうかに関わらず入れるので、実際には変わらないかもしれませんが形式上は大きく変わります。幼稚園が認定こども園になれば 1 歳、2 歳児も幼保連携型であれば引き受けることとなりますので、これは大きく変わり、幼稚園の方が変わり方が大きくなります。

もう一つ三党合意で大きく変わったのは、児童福祉法第 24 条に非常に大事な文言があるんです。それは「保育に欠ける子どもがいたときに親が行政に、自分が面倒見れませんから何とかしてください、と言ったら自治体は保育をしなければならない」ということ、義務があるから待機児が出るのはおかしいと議論しているわけです。この義務を民主党の案では外したんですが、三党の話し合いの中で義務を外す理由がないのではないかとということで、残すことになりました。実施義務が残ったのですが、私立に関しては実施義務を持つ自治体をお願いすることになりますので、現在とは何も変わらないということになりまして、幼稚園が認定こども園に移行しないのであれば現在と全く変わらないこととなります。ただ、お金は施設型給付になりますので、子ども一人当たりいくらという単価の設定を行う際に、単価を高くしなければ認定こども園に移るメリットはないので、国としては認定こども園の単価を高くしたいというのがあります。仮に保育園も認定こども園に移らないと単価が安くなる可能性がありますので、私立保育園についてどうするか、というようなことがこれから大きな論争になります。この単価をどうするかを来年の 4 月からの「子ども子育て会議」で議論が始まります。

認定こども園の保育料をいくらにするか、ということについてもまだ決まっています。今の保育園と同様に親の収入によって保育料を設定するという事は踏襲しますが、今のような分け方にするかどうか、まだ決まっています。まだ決まっていないことも多いですが、大きな枠としてはこのようなかたちで、特にお金の流れは小規模型の保育園にお金の流れが良くなる可能性がある、ということです。

もう少し細かなことを言いますと、認定こども園は実は学校教育法に基づく学校である、ということも守りました。最初は国が曖昧なことを言っていましたが、そうするとせっかく学校としての機能、権限を持っているものを、認定こども園に移ったらそれがなくなる、福祉施設としても学校施設としても中途半端なものになる、という可能性があったのですが、3 歳以上の認定こども園については学校教育法が定める学校として認めることになりました。そうすると認定こども園になった場合には先生の身分が変わります。特に保育所から移ったら、3 歳以上は教諭になります。同時に福祉機能を持つ、福祉と教育の仕事を同時にすることになります。それで保育教諭となると法律に書いてあります。ですから認定こども園に移ると保育教諭となって、身分としては学校の先生と同じになります。従っ

て免許更新制の対象となって10年経つと講習を受けに行くことになります。ベテランの人は片方しか持っていない人もいますから、これから5年間は認定こども園に移っても片方持っていれば勤められますが、5年後には全員両方の免許を取らないといけない、ということがあります。既に幼稚園で何年かやってきて、それを生かした上で保育士資格をいくつか免除して取るようなことを今協議のさなかです。12月には答えが出ます。なるべく取りやすいかたちにはなるとは思いますが、いずれにしても両方取らないと認定こども園の先生になれませんので、保育士の先生は教育者としての自覚をしっかりと持って仕事してもらわないといけないですし、幼稚園の先生には福祉の労働者、特にケアということを理解して仕事して欲しい、ということで仕事の中身も変わってきます。

認定こども園では、この前までの総合こども園構想では企業も認定こども園に名をあげることが出来るようになっていきましたが、それは公明党、自民党の反対でなくなりました。ですから企業立の保育所は認定こども園に移れません。なぜなら企業は学校を運営することは法律で出来ないんですね。社会福祉法人と学校法人と自治体しか認定こども園は経営出来ないというかたちになりました。

大体そういうイメージになって、府中市の保育所は、私立は各保育園が決めるわけです。保育単価がどのくらいになるかということがかなり大きいので、それが決まるまで動きようがないです。それから認証保育所の方は小規模保育所になる、あるいは認可基準も変わるので認可を取るということもあると思います。公立の保育園については府中市として認定こども園に移る保育所をさしあたりモデル園として作るとか、方針を持って移るようにして、移った園とそのままの園を実証していくことになると思うのですが、それについても単価が決まらないのでこの場で検討していくことは出来ないと思います。

しばらくは国の議論の様子見して、消費税が再来年になりますから、あと2年間様子見が続くということになります。そういうことで、スムーズに移行できるよう自治体に指導するということはあると思いますが、実際に移行するかどうかは決めることは難しいので、独自に議論していくことになると思います。

もしご質問があれば。

委員

認証保育園で30人くらいのところが、手を挙げなかったらそのままということですか。

会長

東京都が認証保育園をどうするかまだ分かりませんが、今と同じくらいのお金は来ると思うんですね。ただ今度、認定こども園に移りたいということでその基準に合わせて、地域裁量型認定こども園というのに当たるとは思うのですが、それでお金が増えるのかどうか判断しようがないんですね。しばらくは動きようがなく、実際に動いたら得だとか分かって来てから判断する、皆さんそれで様子見だと思えます。

はっきり分かっているのは18人くらいの小規模なところは、出来るだけ早く移った方が得だと思います。

委員

認可の基準も変わるということでしたが、面積や人員について、認証保育所が認可になるというような可能性は。

会長

認可の基準はそれほど変わるということはないと思います。小規模についてはまだ基準がないので、これから部屋の広さとか園庭が必要か、調理師が必要かとか、いろいろなことを決める必要があるのですが、都心部で必要とされる施設に園庭など無茶な話だと思いますので、実際はリーズナブルなところで決まってくるのではないかと考えています。

そのあたりは大急ぎで議論が始まると思いますが、基準をクリアすればお金がきますから、認証保育園はこれからすごい勢いで動いていくと思います。それをやらないと不味いと思います。

委員

前回の資料に私立と公立の運営費のことが出ていましたけれども、それが施設型給付費というものになるのでしょうか。

会長

施設型給付というのは、どこから来るかという話で、府中市の施設型給付というところからお金が出ることになる、という話です。それで子ども一人当たりの単価が変わるかどうかが、私立と公立で差をつけない、というのは決まっています。認定こども園になった場合に単価に差をつけたいと国は考えているようですが、それは差別だという話になると思いますので、実際どう決着がつくのかはまだ分かりませんが、来年4月からの会議の検討を見ながら国民としての声を上げていかなければいけないと思います。

また時間があればまた皆さんにお知らせしますが、まだしばらく動きようがないと思います。では、事務局の方からお願いいたします。

事務局

(※傍聴者の資料回収、次回協議会開催日程日時及び場所の確認)

会長

それでは、今日は長い時間どうもありがとうございました。

以上

※注1 「エデュカーレ 2012年11月号」(発行 臨床育児・保育研究会) P49～54 「どのように決まった? 『子ども・子育て関連3法』より